

# 奈良県感染症関係協議会の再編について

## 【経緯】

- ✓ 感染症法の改正に伴い、都道府県において連携協議会の設置が必置となった。  
連携協議会は感染症予防計画の策定についての協議の他、平時からの関係機関間の連携推進、感染症発生・まん延時の対応に関する枠組の構築等、感染症対策全般について協議を行う場として設置。
- ✓ これまで、主に感染症予防計画（以下、「予防計画」）策定等について協議する場として「奈良県感染症委員会」を設置していたが、今後は連携協議会において協議することとなるため、感染症関係協議会を再編する。

## 感染症関係協議会（R5年4月時点）

奈良県感染症委員会

奈良県結核対策推進協議会

再編のため、両協議会をR6年3月で廃止

## 感染症関係協議会の再編案（R6年度以降）

奈良県感染症対策連携協議会

部  
会

入院医療部会

外来・在宅医療部会

保健所部会

結核対策推進部会（案）

令和5年7月  
設置

# 【参考】奈良県感染症対策連携協議会の設立について

## 01. 目的

改正感染症法(R4.12)に基づき、奈良県、奈良市(保健所設置市)、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関その他関係機関(高齢者施設等の関係団体等)が、**平時から関係機関間の連携を図るとともに、感染症発生・まん延時期において必要な協議を行うこと**を目的とする

## 02. 協議会の運営

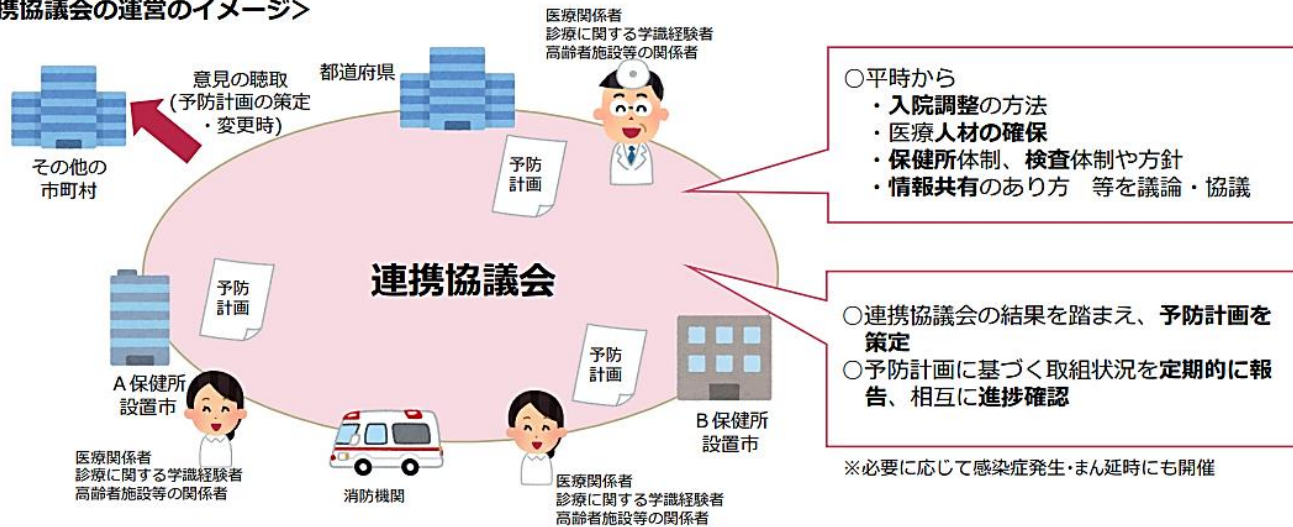
(組織) 委員20人以内

(任期) 委員の任期は2年(当該日の属する年度の翌年度の末日まで)

(会長) 委員の互選によって会長を定め、会務を総理し、協議会を代表する

(部会) 必要に応じて部会を置く

### <連携協議会の運営のイメージ>



(注) 連携協議会の枠組みのほか、都道府県の総合調整権限の強化や保健所設置市・特別区への指示権限を創設。感染症発生・まん延時において、都道府県が迅速な対策や管内の一元的な対策の実施など必要がある場合に権限を発揮できるようにした。

### 感染症法(抄)

(都道府県連携協議会)

第10条の2 都道府県は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての**連携協力体制の整備を図る**ため、都道府県、保健所設置市等、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体及び消防機関(消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条各号に掲げる機関をいう。)その他の関係機関により構成される協議会(以下この条において「都道府県連携協議会」という。)を組織するものとする。

2 都道府県連携協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、都道府県及び保健所設置市等が定めた**予防計画の実施状況及びその実施に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図る**ものとする。

3 都道府県は、第16条第2項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る**発生等の公表が行われたときは、都道府県連携協議会を開催し、当該感染症の発生の予防及びそのまん延を防止するために必要な対策の実施について協議を行うよう努める**ものとする。

4 都道府県連携協議会において協議が調った事項については、その構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、都道府県連携協議会に関し**必要な事項は、都道府県連携協議会が定める**。